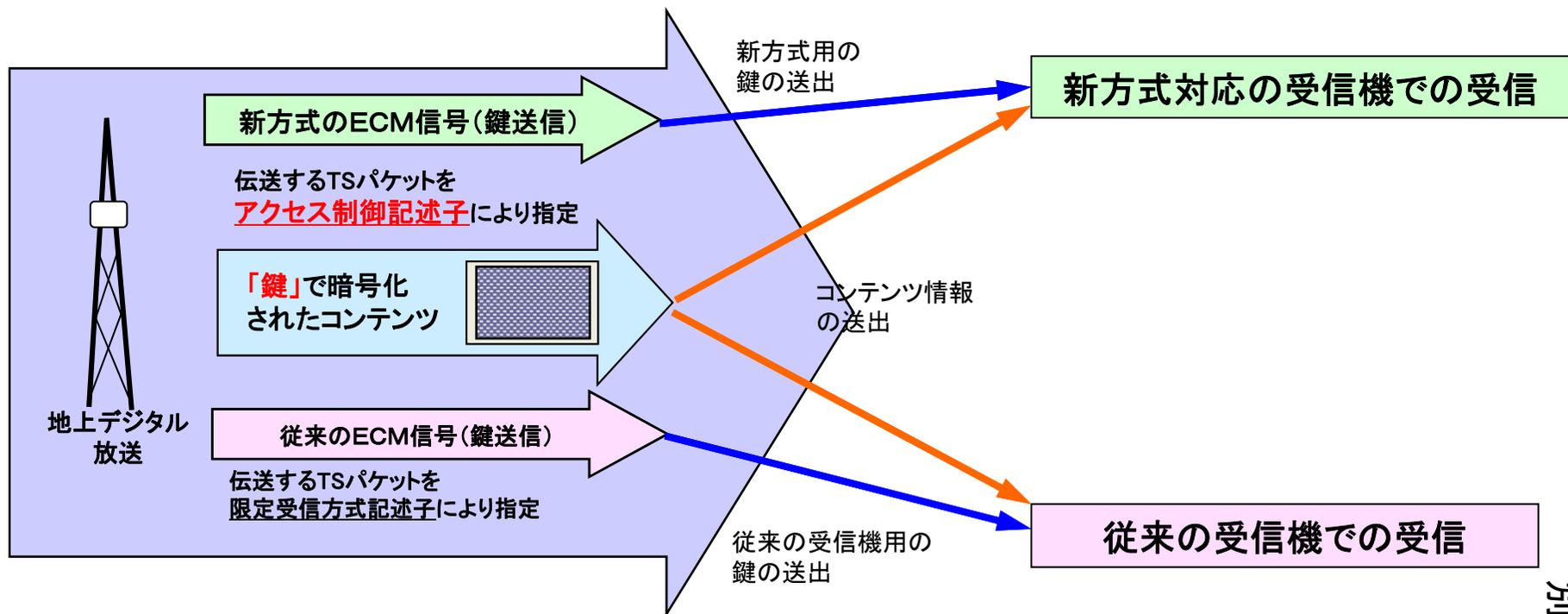


# 地上デジタル放送のコンテンツ保護に関する規定整備について

- 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年情報通信審議会諮問第8号）のうち「デジタル・コンテンツの流通の促進」（平成21年7月10日第6次中間答申）において、デジタル放送におけるコピー制御のルールの担保手段（エンフォースメント）の改善のための「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」（以下、「新方式」という）の早期導入について提案が行われ、情報通信審議会情報通信政策部会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において導入の進め方等の検討が行われ、7月25日の情報通信審議会において答申された。
- 新方式による運用開始にあたり、コンテンツ保護のためのスクランブルを解くための鍵情報を、従来の受信機向けとは別に送るため、新方式の鍵情報の伝送制御信号の記述子として、アクセス制御記述子を追加する。



○関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件  
 (傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第二十号 記述子の構成

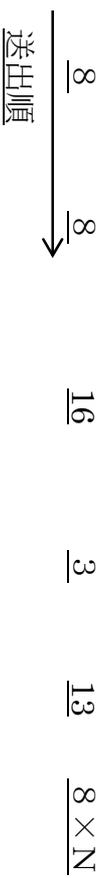
別表第二十号 記述子の構成

記述子	構成
限定受信方式記述子	別記第 1 のとおり
限定再生方式記述子	別記第 2 のとおり
部分受信記述子	別記第 3 のとおり
地上分配システム記述子	別記第 4 のとおり
衛星分配システム記述子	別記第 5 のとおり
サービスリスト記述子	別記第 6 のとおり
システム管理記述子	別記第 7 のとおり
データ符号化方式記述子	別記第 8 のとおり
カルーセル互換複合記述子	別記第 9 のとおり
著作権記述子	別記第 10 のとおり
緊急情報記述子	別記第 11 のとおり
IP/MAC ストリーム配置記述子	別記第 12 のとおり
アクセス制御記述子	別記第 13 のとおり

記述子	構成
限定受信方式記述子	別記第 1 のとおり
限定再生方式記述子	別記第 2 のとおり
部分受信記述子	別記第 3 のとおり
地上分配システム記述子	別記第 4 のとおり
衛星分配システム記述子	別記第 5 のとおり
サービスリスト記述子	別記第 6 のとおり
システム管理記述子	別記第 7 のとおり
データ符号化方式記述子	別記第 8 のとおり
カルーセル互換複合記述子	別記第 9 のとおり
著作権記述子	別記第 10 のとおり
緊急情報記述子	別記第 11 のとおり
IP/MAC ストリーム配置記述子	別記第 12 のとおり

別記第 13 アクセス制御記述子の構成

記述子 タグ	記述子長	限定受信方 式識別子	伝送情 報	P I D	データ
-----------	------	---------------	----------	-------	-----



注 1 記述子タグの値は、アクセス制御記述子を示す 0 x F 6 とする。

- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
  - 3 限定受信方式識別子は、限定受信方式の種類を識別するために使用する領域とする。
  - 4 伝送情報は、関連情報の伝送を識別するために使用する領域とする。
  - 5 P I Dは、関連情報を含む T S パケットの P I D を書き込む領域とする。
  - 6 本記述子は、C A T の記述子の領域又は P M T の記述子
- 1 若しくは記述子 2 の領域で伝送するものとする。